

連邦地裁判事に対する特許訴訟の専門的知見向上を図る  
パイロットプログラム法案(H.R.5418)が下院司法委員会知財小委を通過

2006年7月28日  
JETRO NY 澤井、中山

昨日午後、下院司法委員会裁判所・インターネット・知的財産小委員会(委員長ラマ・スミス議員)にて、連邦地裁判事の専門的知識(expertise)の強化を目的としたパイロットプログラム設置法案(H.R.5418)<sup>1</sup>の逐条審査(マークアップ)が行われ、発声採決(Voice vote)<sup>2</sup>を経て、同法案が同小委を無修正のまま通過した。今次マークアップは、小委開催予定(27日午前)時に委員定足数が満たされず、急遽午後に変更され、かかる発声採決により決したものの(このため、議会による公式レポートの公表は遅れている模様)。

H.R.5418法案は、連邦地裁における特許訴訟判決のクオリティー向上を目的としたパイロットプログラムの実施を規定する法案。特許関連訴訟を担当する判事を指定し、当該判事の専門的知識の向上や技術的知見の向上に資する予算措置を講じる内容となっている。同法案は昨年10月の同委員会における公聴会<sup>3</sup>において提起されたイッサ議員(共、カリフォルニア)の「特許特別裁判官の創設」案がベースとなっているもので、本年5月18日に、同議員とシフ議員(民、カリフォルニア)の連名によって提出された。

本小委員会では、これまでに特許法改革の議論と併せて、訴訟システムに関しても議論が行われ、連邦地裁の判断の約4割(イッサ議員発言)が控訴審で覆されるといった現状から、いわゆるゼネラリストの地裁判事の専門的知識の不足が指摘されてきた。今次マークアップにおいて、提案趣旨説明を行ったイッサ議員によれば、H.R.5418法案は、こうした地裁判決の破棄率(reversal rate)の高さを改善するために、ゼネラリストのコンセプトは維持しつつも、特定の判事の専門的能力を強化することによって、判決のクオリティーの向上を図るものと述べている。同議員は、同時に特許特別裁判所(specialized court)の創設は見送ると発言していることから、既存の訴訟システムに大きな変更を加えるものではなく、また、パイロットプログラムという試験的手法を用いることによって、より導入しやすい提案となっているといえる。

なお、議会夏季休会(7月31日～9月1日)を前にしても、特許改革法案(H.R.2795)のスケジュールが依然明らかにされない現状から、今109議会中の同特許改革法案の成立は厳しいとの見方が強まる中、同H.R.5418は、改革に向けたモーメンタム維持に役立つとの声もある。

<sup>1</sup> [http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109\\_cong\\_bills&docid=f:h5418ih.txt.pdf](http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_bills&docid=f:h5418ih.txt.pdf)

<sup>2</sup> 発声採決(voice vote):委員に法案の賛否を求め、"yea(賛成)"または"Nay(反対)"の声の大きさを採決するもの。このため、各委員毎の賛否の意志及び賛否の評決数は記録されない。他に、個々の委員毎に賛否を問うroll call vote方式や全会一致を求めるunanimous consent方式がある。

([http://toncul.org/reference/glossary\\_term/voice\\_vote.htm](http://toncul.org/reference/glossary_term/voice_vote.htm)参照)

<sup>3</sup> <http://judiciary.house.gov/oversight.aspx?ID=193>

今般の知財小委を通過し、下院司法委員会に付託されることとなるパイロットプログラム法案(H.R.5418)の概要は次の通り。なお、知的財産権利者協会(IPO)によれば、同法案提出者のイッサ議員は、IPOの意見内容によっては、司法委員会審議に際し、一定の修正に応じる用意があるとの由。

## パイロットプログラム法案(H.R.5418)の概要

### (裁判所の選定)

合衆国裁判所事務総局長(Director of Administrative Office of the United States Courts)は本法の施行後6ヶ月内に、少なくとも5つの連邦地裁を、3箇所以上の巡回地区(judicial circuits)<sup>4</sup>から選定する。なお、選定にあたっては、特許関連裁判の提訴数が多い上位15ヶ所の裁判地区から選定すること。

### (裁判官の指定)

当該パイロットプログラムの対象となった連邦地裁の首席裁判官(chief judge)は、特許関連事件(cases involving patent and plant variety protection issues)の審理を扱う裁判官を希望者の中から指定する。特許関連事件は、当該指定の有無に関わらず無作為に割り当てられるが、指定裁判官でない者に割り当てられた場合には、担当となることを辞退でき、辞退された事件は他の指定裁判官へ再指定される。

### (研修・実習のための予算措置)

指定裁判官の専門的知見の向上や、技術的知見を有するロークラークの報酬(compensation)に充てる経費として、毎年度少なくとも500万ドルの歳出権限を付与する。

### (パイロットプログラム実施期間)

本プログラムは対象となる連邦地裁を選定後(本法施行後6ヶ月以内)、10年間で終了する。

### (議会への報告)

米国裁判所事務局長は両院の司法委員会へ、パイロットプログラムの実施状況を定期的に報告する。報告書には次の分析を盛り込むこと。

裁判官の専門的知識向上に対する本プログラムの寄与度  
専門知識の向上による裁判効率の改善の程度  
当該プログラムの他の裁判所への拡大や恒久的適用の是非

(了)

---

<sup>4</sup> 米国を11の巡回区に分割。これに特別地区のワシントンDCとCAFCとを加えて、米国内には13の巡回区がある。連邦地裁数は全米で91。